

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20241007	石見交通株式会社(法人番号6280001004966)代表者小河英樹	島根県益田市幸町2番63号	浜田営業所	島根県浜田市治和町ハ12番地	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年9月6日、同年10月25日及び令和6年2月7日、死亡事故を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	6	6